

別紙

平成30年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用ならびに関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきた。

しかしながら、農薬の使用に伴う農作物や周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用事例が見られる状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用されないよう周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令について周知徹底するとともに、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理ならびに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適切な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

平成30年7月1日から9月30日まで

第4 実施主体

滋賀県

第5 実施事項

1 農薬およびその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等

(1) 普及啓発の強化

ア、広報等による普及啓発

インターネットやポスターなどの広報手段を活用して、本運動ならびに農薬とその使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

イ、講習会等の開催を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の対応等について記載した資料を配布し、理解の増進に努める。

(2) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状およびその応急処置等について解説した資料を配布しているので、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期すとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等、事故の状況を的確に把握する。

2 農薬の適正使用についての指導等

(1) 農薬の不適正使用防止対策の推進

農薬による危害の防止および農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）を踏まえ、適用作物、使用量や希釈倍率、使用時期、使用回数、有効期間等の農薬使用基準、ならびに適用病害虫の範囲および使用方法、使用上の注意事項の遵守を徹底するよう指導する。

加えて、農業者に対しては、「滋賀県版GAP実践点検項目」（平成29年3月）等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導する。

そのため、別記1「農薬の不適正使用の主な原因およびその防止対策」について、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員を活用しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。指導の際には、特に、以下の事項について留意する。

ア、適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認するとともに、最新の登録内容を確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。

イ、使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

ウ、最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにする

こと。

エ、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

(2) 販売および使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底

農薬取締法第9条第2項および第11条で販売および使用が禁止されている別記2「販売禁止農薬・使用禁止農薬」に該当する農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して、適切に処理するよう指導する。

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第7条に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたう無登録農薬の使用は、農薬取締法第11条に違反するので、農薬使用者に対し、無登録農薬を使用しないよう指導する。

(4) 農薬による事故を防止するための指導等

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病虫害防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令および別記3「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア、農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底すること。

イ、混用に関する注意事項の厳守の徹底

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する、いわゆる現地混用を行う場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないよう指導すること。

ウ、土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆等を確実にを行う等の安全確保を徹底すること。また、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うよう指導を徹底すること。

エ、住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、別記4の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号）を周知すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む）において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じると

ともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知に努めること。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月環境省、平成 30 年 3 月改訂）も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。

やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知に努めること。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じること。特に、学校では、万が一にも子供が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ（捕虫器）の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。

オ、無人航空機を用いた農薬散布についての留意事項の徹底

- ① 関係法令等を遵守するとともに、事前に、農薬を散布する日時、使用する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行うこと。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意すること。
- ② 航空法（昭和 27 年法律 231 号）に基づき、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要であることに留意すること。
- ③ 架線等の危険箇所の把握、オペレーター及びナビゲーターの配置、飛行経路の選定並びに自動操縦の可否等について、実施計画策定時において十分に検討すること。
- ④ 散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、オペレーターとナビゲーターが連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所及び飛行経路を明確に地図に示す等、事前確認を強化・徹底すること。
- ⑤ 散布中は散布区域内及び周辺に人が立ち入らないように常に注意すること。また、風速が 3m/秒を超える場合には、農薬散布を実施しな

いことを徹底するとともに、超えない場合であっても、風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

- ⑥ 特に機体の軽い小型の無人航空機（いわゆるドローン等）は、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいため、これを利用して農薬散布を実施する場合には、風向きを十分考慮した散布を行うよう努めること。
- ⑦ 自動操縦による空中散布については、設定した飛行経路による空中散布が安全かつ適正に実施できない周辺環境の変化があった場合には、飛行経路の再設定や遠隔操作への切替え等の安全対策を速やかに講ずること。
- ⑧ 万が一、事故等が発生した場合には、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき適切に対応すること。

カ、ミツバチへの危害防止対策の徹底

農薬は、その使用によってはミツバチに影響を及ぼすことがある。平成 25 年度から平成 27 年度までの被害事例調査では、

- ・被害の発生は水稻のカメムシ防除時期に多く、巣箱の周辺で採取された死虫から検出された殺虫剤の多くはカメムシ防除に使用可能なものであったこと及び周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったこと、
- ・被害を軽減させるためには、農薬使用者と養蜂家の間の情報共有、養蜂家の行う巣箱の設置場所の工夫、退避等の対策、農薬使用者の行う農薬の使用の工夫等の対策が有効であることが確認されたこと

を踏まえ、以下の取組の実施に努めること。

- ① 被害を軽減させるため、農薬使用者と養蜂家の間の情報共有の徹底を図る。
- ② 養蜂家は、ミツバチがカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控える。また、水稻のカメムシ防除の時期（開花期直前～開花期後 2 週間程度）には、巣箱を水田の周辺から退避させる。
- ③ 水稻農家は、使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を順守し、農作散布はミツバチの活動が最も盛んな時間帯（午前 8 時～12 時まで）を避け、可能な限り、早朝または夕刻に行う。また、ミツバチが暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用する。

（5）農薬の保管管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令に基づく対策の徹底を図るよう指導する。その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア、農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底し、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じること。

イ、使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。

(6) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導

農薬の適正販売が確保されるよう、要領第5の1(1)イに示した講習会等を通じて、関係法令などの周知を図るとともに、農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)たる農薬の販売業者に対しては、別記5「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

(2) 農薬販売者の届出等に関する指導

農薬の販売に当たっては知事への届出及び毒劇物たる農薬の販売に当たっては知事への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネットによる通信販売やオークション等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。